

令和6年8月7日

会員事業所の長 様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

改正省令について

シリーズで改正に係る概要等をお知らせしてきましたが、今回で一旦終了し、9月から始まる保安講習会で改めて改正に係る詳細を説明させていただきます。「通報フォーム」に不適正な事例に係る連絡が多く来ており、国が指導を行っているそうです。

さて、今まで多くの質問をいただきましたが、一番多いと感じたのは、「給湯器の無償貸付け」をどうすればよいかという内容でした。切替を防止するため無償で大家等に貸し付けているが問題になるか？ということであったと思います。

この問題に対する国の回答は次のとおりです。改めて記載します。

⇒給湯器の無償貸与は過大な営業行為の制限に係る規律の対象になる。過大な営業行為でないというのであれば、対外的に根拠をもって説明することができる資料を準備して、第三者からも妥当と評価されるようにしておく必要がある。LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。そのうえで無償貸与に要した費用が料金に含まれていない（設備費用「0」）というのであれば客観的根拠を準備しておく必要がある。

皆様を知りたいのは客観的な証拠とは何か という事と思います。そこで国にいくつか資料を具体的に例示して質問してあります。回答がいつになるのか、納得できる内容になるのかわかりませんが9月初めには「Q&A」を示すと言っていますので回答がきたらお知らせします。また保安講習会の場で説明できれば良いと思っています。

今後、具体的なことも徐々に判明してくると思いますので、その時はこのシリーズを再開してお知らせします。

以上で一旦終了します。